

長野労発基0527第2号
令和8年5月27日

一般社団法人 長野県経営者協会 会長 殿

長野労働局長



製造業における熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃から、労働安全衛生行政の推進について、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年の長野県内の職場における熱中症による休業4日以上死傷者数は35人となり、令和6年の15人から大幅に増加しました。昨夏が記録的な猛暑であった影響を考慮しても、労働災害の撲滅に向けて、熱中症予防対策の徹底は喫緊の課題となっています。

特に製造業においては、令和5年以降、死傷者数2人で推移していたところ、令和7年は全体の約3割を占める10人に急増しました。災害発生状況を見ると、被災作業別では屋内作業中のものが8割、被災者の経験期間別では経験期間1年未満の労働者が6割を占めており、これらを踏まえた効果的な対策を講じる必要があります。

つきましては、熱中症による労働災害を未然に防止するため、特に下記3項目の徹底に関して、傘下会員事業場等への周知等に特段の御配慮をいただきたく、要請いたします。

なお、長野労働局ホームページでは「熱中症予防対策特設サイト」を、厚生労働省ホームページでは「熱中症予防対策ポータルサイト」をそれぞれ開設しており、職場における熱中症対策に係る各種情報提供を行っておりますので、併せて周知をお願い申し上げます。

記

- 1 屋内作業においてもJIS規格に適合した暑さ指数計等により暑さ指数（WBGT値）を把握すること。
また、把握した暑さ指数に応じて、プレクーリング、作業時間の短縮、スポットクーラー等の設置、ファン付き作業服の着用等の措置を講じること。
- 2 熱中症予防及び熱中症による健康障害発生時の対応を適切に講じるために、特に経験の浅い労働者に対して、水分及び塩分の摂取、日常の健康管理、熱中症予防対策事例、熱中症に関する報告体制及び対応手順等についての労働衛生教育を短時間で繰り返し実施すること。
- 3 暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装で作業負荷をかけ、健康状態を確認しながら7日以上かけて計画的な暑熱順化を実施すること。
なお、夏季休暇等で熱へのばく露が中断する場合は、追加の暑熱順化を再度行うこと。